２　旧子ども・子育て支援勘定の令和六年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、子ども・子育て支援特別会計の子ども・子育て支援勘定に繰り越して使用することができる。

３　旧子ども・子育て支援勘定の令和六年度の出納の完結の際、旧子ども・子育て支援勘定に所属する積立金は、第十七条の規定による改正後の特別会計に関する法律第百二十三条の十第一項の規定により、子ども・子育て支援特別会計の子ども・子育て支援勘定に所属する積立金として積み立てられたものとみなす。

４　第十七条の規定の施行の際、旧子ども・子育て支援勘定に帰属する権利義務は、第四号施行日新支援法第六十九条第一項第一号の事業主からの拠出金及び当該拠出金に係る附属雑収入に係るものは年金特別会計の業務勘定に、その他のものは子ども・子育て支援特別会計の子ども・子育て支援勘定に、それぞれ帰属するものとする。

５　前項の規定により年金特別会計の業務勘定又は子ども・子育て支援特別会計の子ども・子育て支援勘定に帰属する収入及び支出は、年金特別会計の業務勘定又は子ども・子育て支援特別会計の子ども・子育て支援勘定の歳入及び歳出とする。

（令和六年度の子ども・子育て支援特例公債に係る経過措置）

第十八条　第一条の規定（附則第一条第四号イ、第五号イ及び第六号イに掲げる改正規定を除く。）による改正後の子ども・子育て支援法（以下この条及び附則第四十七条において「施行日新支援法」という。）附則第二十八条の規定により読み替えて適用する施行日新支援法第七十一条の二十六の規定により令和七年六月三十日までの間に行われる公債の発行は、旧子ども・子育て支援勘定の負担において行うものとし、当該公債に関する権利義務は、同年七月一日において、子ども・子育て支援特別会計の子ども・子育て支援勘定に帰属する。

（第十八条の規定による特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十九条　第十八条の規定による改正後の特別会計に関する法律の規定は、令和八年度の予算から適用し、令和七年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。

（第十九条の規定による特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十条　第十九条の規定による改正後の特別会計に関する法律の規定は、令和八年度の予算から適用し、令和七年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。

（地方自治法の一部改正）

第二十一条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の項中「第二十二条まで（これらの規定を附則第二条第四項において準用する場合を含む。）、第二十二条の二」を「第二十二条の二まで」に改め、「（附則第二条第四項において準用する場合を含む。）」を削る。

（地方財政法の一部改正）

第二十二条　地方財政法の一部を次のように改正する。

第十条第三十三号中「子どものための教育・保育給付」を「妊婦のための支援給付に要する経費、子どものための教育・保育給付」に、「除く。）及び」を「除く。）、」に改め、「特別支援学校に係るものを除く。）」の下に「及び乳児等のための支援給付に要する経費」を加える。

（生活保護法の一部改正）

第二十三条　生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三の項第二号中「又は同法附則第二条第一項に規定する特例給付」を削る。

（社会福祉法の一部改正）

第二十四条　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第二号中「又は親子関係形成支援事業」を「、親子関係形成支援事業又は乳児等通園支援事業」に改める。

（厚生年金保険法の一部改正）

第二十五条　厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

第八十四条の五第二項中「第九十九条第四項第二号」を「第九十九条第四項第三号」に改める。

（印紙税法の一部改正）

第二十六条　印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第三高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第百三十九条第一項各号（支払基金の業務）に掲げる業務、同法附則第十一条第一項（病床転換助成事業に係る支払基金の業務）に規定する業務、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百六十条第一項各号（支払基金の業務）に掲げる業務及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第三十六条の二十五第一項各号（支払基金の業務）に掲げる業務に関する文書の項中「業務及び」を「業務、」に、「業務に」を「業務及び子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十一条の十五第一項各号（支払基金の業務）に掲げる業務に」に改める。

（住民基本台帳法の一部改正）

第二十七条　住民基本台帳法の一部を次のように改正する。

別表第一の六十九の項中「育児休業等給付」を「育児休業等給付」に改める。

別表第二の一の七の項及び別表第四の一の七の項中「による」を「による同法第十条の二の妊婦のための支援給付、」に、「若しくは同法」を「、同法」に、「の支給」を「若しくは同法第三十条の十二の乳児等のための支援給付の支給」に改める。

（労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正）

第二十八条　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第八項第一号イ中「労働保険特別会計の雇用勘定」を「子ども・子育て支援特別会計の育児休業等給付勘定」に改める。

（国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部改正）

第二十九条　国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「第六十八条の三」を「第六十八条の四」に改め、同条第四項中「第三号」を「第四号」に、「同項第三号」を「同項第四号」に、「第九十九条第二項第三号及び第四号」とあるのは「第九十九条第二項第四号」に改める。

（独立行政法人福祉医療機構法の一部改正）

第三十条　独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）の一部を次のように改正する。

附則第五条の二第二十項中「第百十一条第六項」を「第百十一条第五項」に改め、同条第二十二項中「第百十一条第六項第一号ヘ」を「第百十一条第五項第一号ヘ」に改める。

（法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律の一部改正）

第三十一条　法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「第六十八条の三」を「第六十八条の四」に改め、同条第四項中「「第三号」を「「第四号」に、「同項第三号」を「同項第四号」に、「第九十九条第二項第三号及び第四号」とあるのは「第九十九条第二項第四号」に改める。

（地方独立行政法人法の一部改正）

第三十二条　地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

第六十三条中「（同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」、「（同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）」、「又は同法附則第二条第一項の給付（以下この条及び別表第十三号において「特例給付」という。）」及び「又は特例給付」を削り、「同表第二十号」を「別表第二十号」に改める。

別表第十三号中「又は特例給付」を削る。